平成２８年（フ）第３４６０号
大阪府東大阪市中石切町５丁目10番５号
債務者　白石　英子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀木　由紀
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０号
住居所不定、住民票上の住所山形市本町２丁目１番48―501号　メゾン・ドルチェ本町、住民票上の前住所宮城県登米市豊里町十五貫49番地２
債務者　及川　光一
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９５号
北海道北斗市追分２丁目19番10号
債務者　加藤　　匠
1　決定年月日時　平成28年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２３１号
愛知県豊田市高岡本町双葉102番地
債務者　山﨑慎一郎
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２３５号
大阪府門真市御堂町15番１―801号
債務者　北崎　智子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６１５号
大阪市住吉区万代東２丁目３番29号プレステージ帝塚山東アンリシール803号
債務者　布施　弘美
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７４７号
大阪府八尾市萱振町４丁目28番地
債務者　南　三千代
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７５０号
大阪市淀川区木川東３－５－15ＷＨＯ´ＳＷＨＯＡＰ709、住民票上の住所大阪府八尾市萱振町４丁目28番地
債務者　南　沙耶香
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７５１号
大阪府八尾市萱振町４丁目28番地
債務者　南　　正彦
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９０５号
大阪府吹田市南正雀１丁目21番10号、前住所大阪市天王寺区生玉町10番20―1203号
債務者　梅田恵里花
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９２５号
大阪府吹田市原町２丁目54番16―110号
債務者　日髙　有菜
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９３１号
大阪府東大阪市鴻池元町10番45―408号、前住所大阪府東大阪市新庄１丁目14番11号
債務者　速水　和正
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０６３号
大阪市鶴見区鶴見４丁目３番19―510号
債務者　村上　敏宏
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０７２号
大阪市東成区深江北３丁目７番15号　オリエント深江　301号
債務者　ビーエスプリント工業こと　又木　務
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３１１号
大阪府交野市郡津１丁目56番20―103号、前住所大阪府枚方市大峰元町１丁目12番25―103号
債務者　阪下　正道
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４４２号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目６―23―704号室、住民票上の住所大阪市浪速区塩草１丁目３番12号　オレンジマンションⅢ302号
債務者　今西　敦浩
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５９０号
大阪市東淀川区大桐１丁目５番７号　ハイツロイヤル６Ｂ号
債務者　大町　竹松
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部